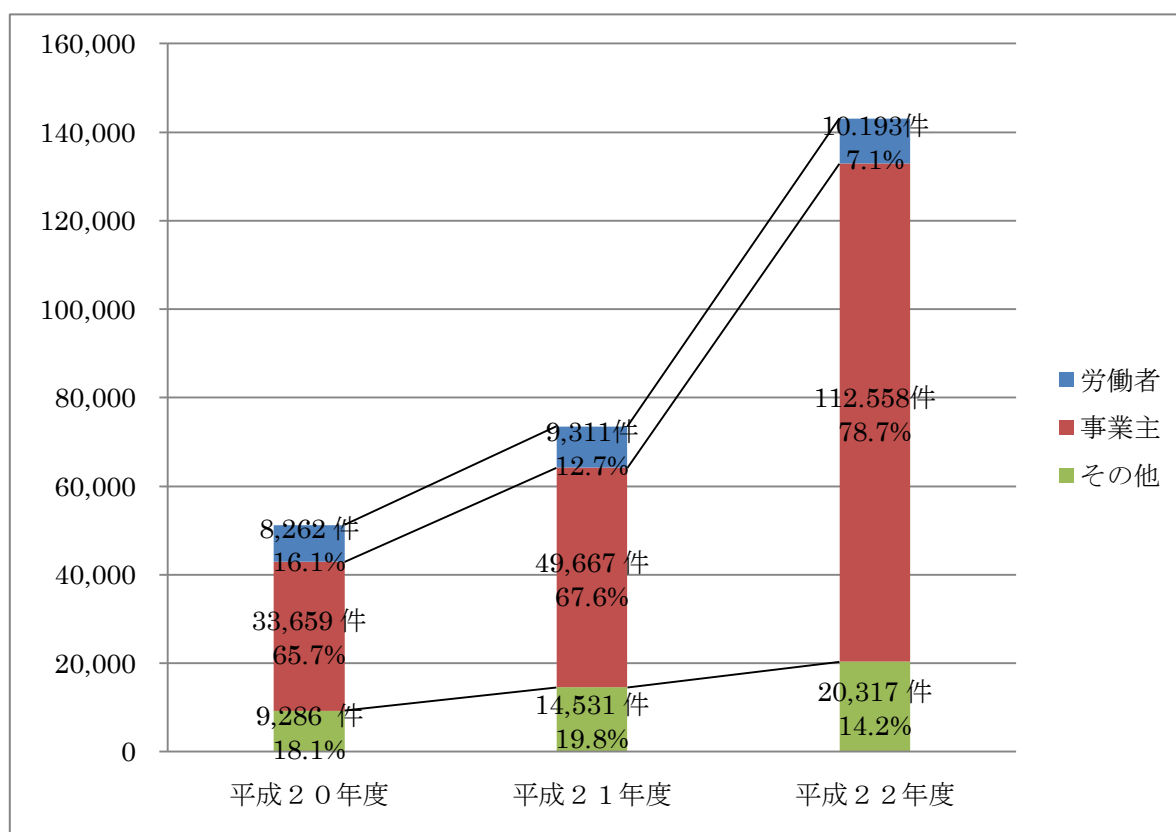


## 1 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 育児・介護休業法に関する相談は約14万3千件。改正育児・介護休業法が施行されたことから、平成21年度より約7万件増え、ほぼ2倍に増加。
- ◆ 労働者からの相談も引き続き増加し、前年度より約9百件増。

- 平成22年度に、都道府県労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は、143,068件であった（図1、表1）。
- 相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が112,558件であり、全体の78.7%を占め、平成22年6月30日より施行された改正育児・介護休業法の内容等に関する問い合わせが多く寄せられた結果、前年度より62,891件増加している。  
また、労働者からの相談も10,193件となり、前年度に引き続き増加している（図1、表1）。

相談件数の推移 （図1）



相談者別相談内容の内訳 (表1)

(件)

相談内容		労働者	事業主	その他	合計	21年度
育児関係	育児休業関係	3,164	21,609	4,023	28,796	17,503
	子の看護休暇関係	611	8,599	1,392	10,602	4,942
	不利益取扱い関係	1,735	836	378	2,949	2,638
	所定外労働の制限関係	254	4,181	850	5,285	
	時間外労働の制限関係	221	6,430	1,113	7,764	3,301
	深夜業の制限関係	276	4,943	937	6,156	2,984
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係	1,744	14,997	2,880	19,621	10,532
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)関係	112	1,489	187	1,788	1,369
	労働者の配置に関する配慮関係	177	42	22	241	225
	休業期間等の通知関係	42	1,983	374	2,399	
	その他	862	11,777	2,189	14,828	11,813
	小計	9,198	76,886	14,345	100,429	55,307
介護関係	介護休業関係	493	8,928	1,388	10,809	5,710
	介護休暇関係	178	4,524	803	5,505	
	不利益取扱い関係	32	50	11	93	83
	時間外労働の制限関係	26	4,208	779	5,013	2,225
	深夜業の制限関係	25	4,019	741	4,785	2,133
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係	89	5,804	1,117	7,010	3,046
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)関係	6	895	68	969	384
	労働者の配置に関する配慮関係	33	5	4	42	25
	休業期間等の通知関係	7	1,568	288	1,863	
	その他	103	5,459	758	6,320	4,353
	小計	992	35,460	5,957	42,409	17,959
職業家庭両立推進者関係		3	212	15	230	243
合計		10,193	112,558	20,317	143,068	73,509

○ 相談内容別にみると、育児関係で最も多いのが「育児休業関係」で28,796件で、次いで多いのが「所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係」(19,621件)、「その他」(14,828件)となっている(表1)。

○ 介護関係では、「介護休業関係」が10,809件、「所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係」7,010件、「その他」6,320件の順となっている(表1)。

労働者からの権利等に関する相談内容内訳（表2）

（件）

相談内容		22年度			21年度
			女性	男性	
育児関係	育児休業関係(期間雇用者の休業関係を除く)	1,001	921	80	900
	期間雇用者の休業関係	325	315	10	228
	子の看護休暇関係	165	155	10	120
	休業に係る不利益取扱い関係	1,543	1,510	33	1,657
	休業以外に係る不利益取扱い関係	178	166	12	
	所定外労働の制限関係	57	50	7	
	時間外労働の制限関係	49	42	7	41
	深夜業の制限関係	102	95	7	99
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係	678	656	22	572
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)関係	38	35	3	29
	労働者の配置に関する配慮関係	177	158	19	148
	紛争解決援助制度に係る不利益取扱い関係	14	14	0	
	休業期間等の通知関係	16	15	1	
	その他	261	248	13	263
	小計	4,604	4,380	224	4,057
介護関係	介護休業関係(期間雇用者の休業関係を除く)	128	79	49	119
	期間雇用者の休業関係	12	10	2	13
	介護休暇関係	35	21	14	
	休業に係る不利益取扱い関係	31	21	10	39
	時間外労働の制限関係	6	3	3	3
	深夜業の制限関係	9	2	7	6
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係	20	11	9	22
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)関係	1	1	0	4
	労働者の配置に関する配慮関係	33	9	24	16
	紛争解決援助制度に係る不利益取扱い関係	1	0	1	
	休業期間等の通知関係	1	0	1	
	その他	26	12	14	19
	小計	303	169	134	241
合計		4,907	4,549	358	4,298

- 労働者が自らの権利等について相談した件数は4,907件であり、前年度より609件増加している。また、男性労働者からの相談は358件となっている。(表2)。
- 相談内容についてみると、育児関係では「休業に係る不利益取扱い関係」が1,543件と前年度からひきつづき最も多くなっており、次いで「育児休業関係」1,001件が多くなって

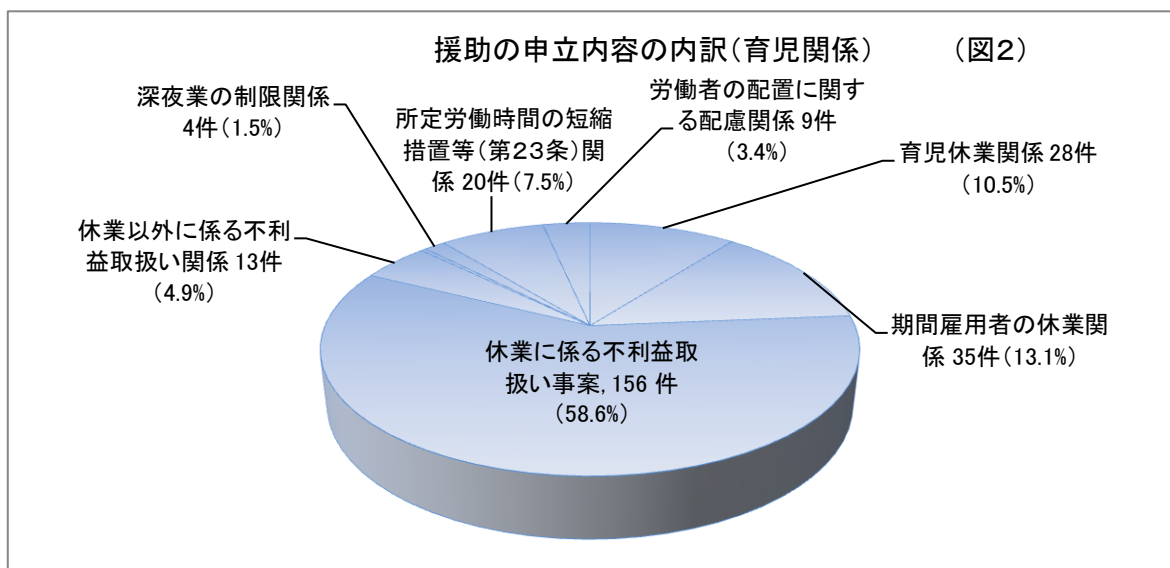
いる（表2）。

- 育児関係の相談内容について、男女別でみると、女性労働者からの相談は「休業に係る不利益取扱い関係」が1,510件で最も多いが、男性労働者は「育児休業関係」80件が最も多い（表2）。
- 介護関係については、件数は育児関係に比較して少ないが、「介護休業関係」（128件）が最も多い（表2）。

## 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決の援助の申立受理件数は275件。
- ◆ 育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が最も多く、ついで期間雇用者の育児休業に関する事案が多くなっている。
- ◆ 援助を終了した事案の約8割以上が解決。

- 育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決の援助の申立受理件数は275件（表3）。
- 女性労働者からの申立が257件と大部分を占めるが、男性労働者からは18件の申立があった（表3）。
- 申立の内容をみると、「育児休業に係る不利益取扱い関係」が156件と最も多く、次いで、「期間雇用者の育児休業関係」が35件となっている（図2、表3）。
- 男性からの申立18件のうち6件は、「労働者の配置に関する配慮関係」である（表3）。
- 平成22年度中に援助を終了した事案272件のうち、8割を超える218件について都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。



紛争解決の援助の申立内容別申立受理の内容別件数 (表3)

(件)

申立内容		22年度	うち男性からの 申立	21年度
育児関係	育児休業関係	28	4	11
	期間雇用者の休業関係	35	0	4
	子の看護休暇関係	0	0	1
	休業に係る不利益取扱い関係	156	4	75
	休業以外に係る不利益取扱い関係	13	1	
	所定外労働の制限関係	1	0	
	時間外労働の制限関係	0	0	0
	深夜業の制限関係	4	1	2
	所定労働時間の短縮措置等(法第23条)関係	20	1	5
	労働者の配置に関する配慮関係	9	3	4
小計	266	14	102	
介護関係	介護休業関係	1	0	0
	期間雇用者の休業関係	0	0	0
	介護休暇関係	0	0	
	休業等に係る不利益取扱い関係	3	0	3
	時間外労働の制限関係	0	0	0
	深夜業の制限関係	1	1	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)関係	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮関係	4	3	2
小計	9	4	5	
合 計		275	18	107

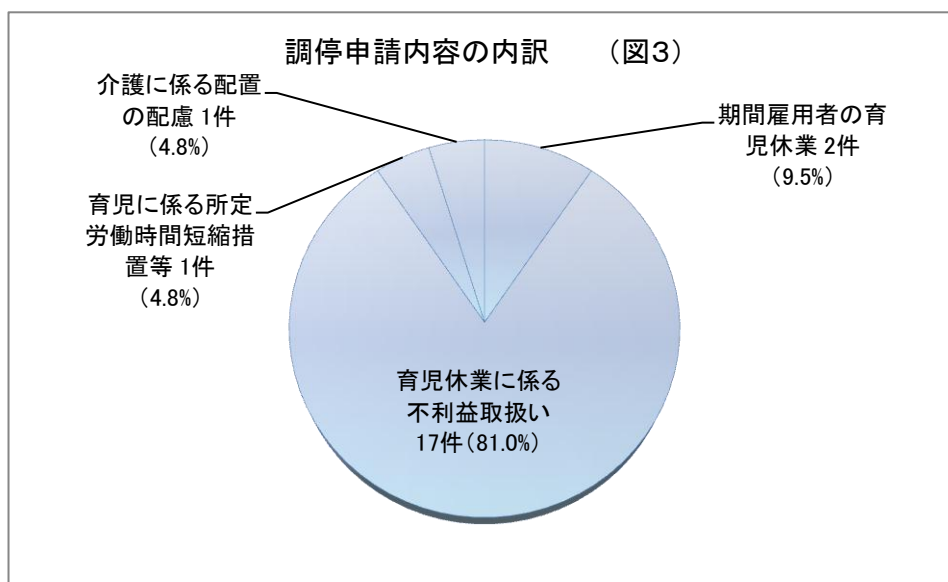
### 3 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

◆ 法第52条の5に基づく調停の申請受理件数は21件。

- 平成22年4月1日よりスタートした育児・介護休業法第52条の5に基づく調停申請受理件数は、21件。
- 女性労働者からの申請が18件と大部分を占めるが、男性からの申請が2件、事業主からの

申請が1件あった。

- 申請の内容は育児休業に係る不利益取扱い関係が17件と最も多くなっている（図3）。
- 調停の実施結果をみると、調停が開始された15件のうち調停案の受諾勧告を行ったものが8件で、そのうち4件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。



#### 4 都道府県労働局雇用均等室における指導等(育児・介護休業法第56条)

◆ 法第56条に基づく指導等件数は約2万7千件。

- 平成22年度は、5,552事業所を対象に法第56条に基づく報告徴収を実施し、このうち4,968事業所に対し、26,816件の指導等を行った（表4、5）。前年度から引き続いて指導を行った事案も含め、全体の約8割が平成22年度中には是正されている。
- 指導事項としては「育児休業関係」が3,714件、「子の看護休暇関係」が3,584件、「介護休暇関係」が2,119件となっており、平成22年6月30日から改正された内容についての指導等が多くなされたと考えられる（表5）。

報告の徴収を行った事業所数 (表4) (所)

事業所数	報告の徴収を行った事業所数	
	報告の徴収を行った事業所数	指導等を行った事業所数
総数	5,552	4,968

指導件数推移 (表5)

(件)

育児関係	平成22年度	平成21年度	介護関係	平成22年度	平成21年度
育児休業関係	3,714	3,108	介護休業関係	1,615	3,295
子の看護休暇関係	3,584	2,604	介護休暇関係	2,119	
不利益取扱い関係	16	29	不利益取扱い関係	1	0
所定外労働の制限関係	2,078				
時間外労働の制限関係	2,522	2,408	時間外労働の制限関係	1,156	2,429
深夜業の制限関係	816	1,626	深夜業の制限関係	769	1,577
所定労働時間の短縮措置等 (第23条)関係	2,251	2,450	所定労働時間の短縮措置等 (第23条)関係	1,384	3,088
所定労働時間の短縮措置等 (第24条)関係	1,642	2,888	所定労働時間の短縮措置等 (第24条)関係	225	334
労働者の配置に関する配慮 関係	0	5	労働者の配置に関する配慮 関係	0	1
休業期間等の通知関係	397		休業期間等の通知関係	305	
その他		986	その他		113
小計	17,020	16,104	小計	7,574	10,837
職業家庭両立推進者関係				2,222	4,482
合 計				26,816	31,423